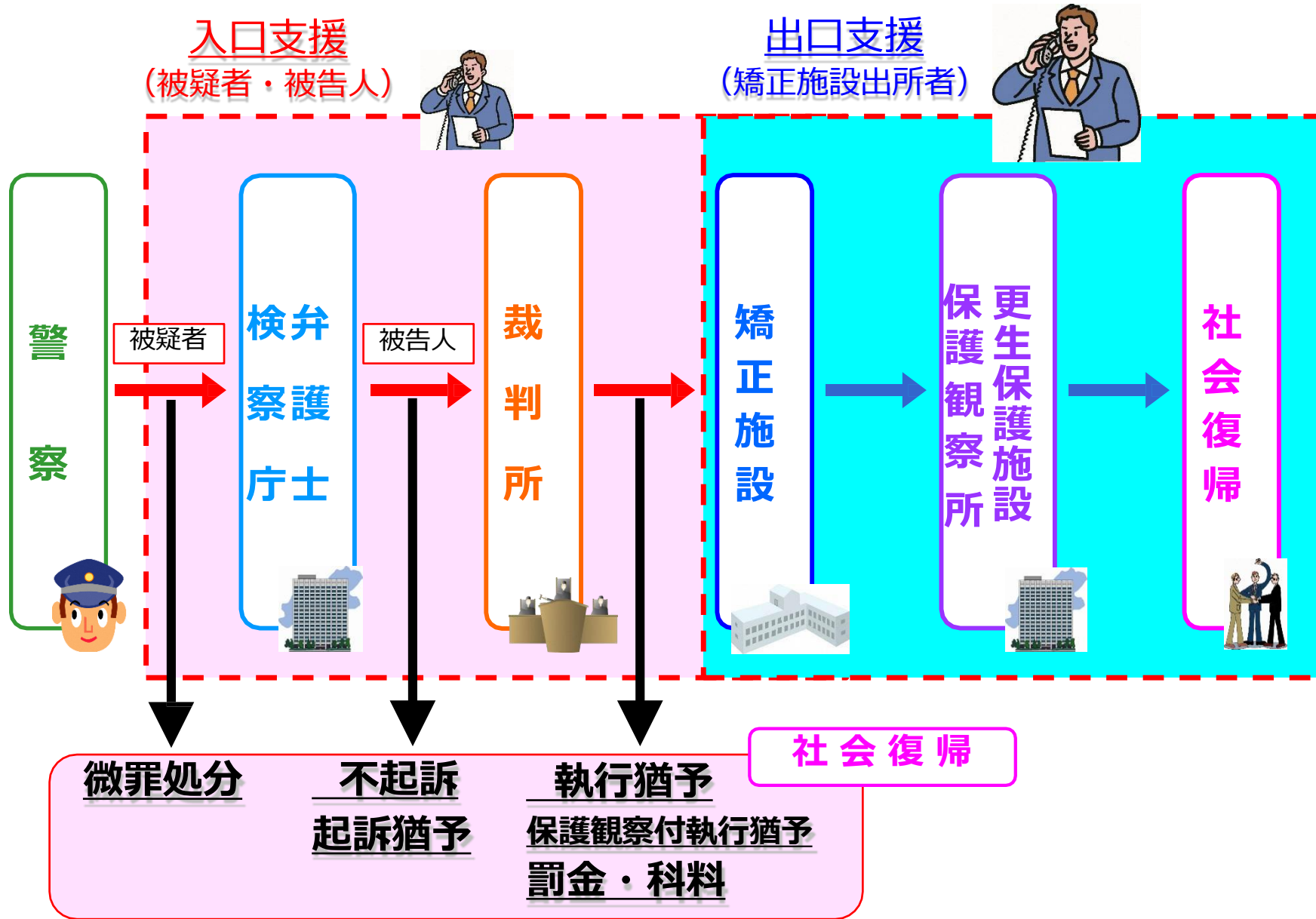


# 『矯正施設出所者への支援（出口支援）から

# 被疑者・被告人段階への支援（入口支援）へ拡充



# 令和3年度「被疑者等支援業務」の概要

## 【事業内容】

○令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。

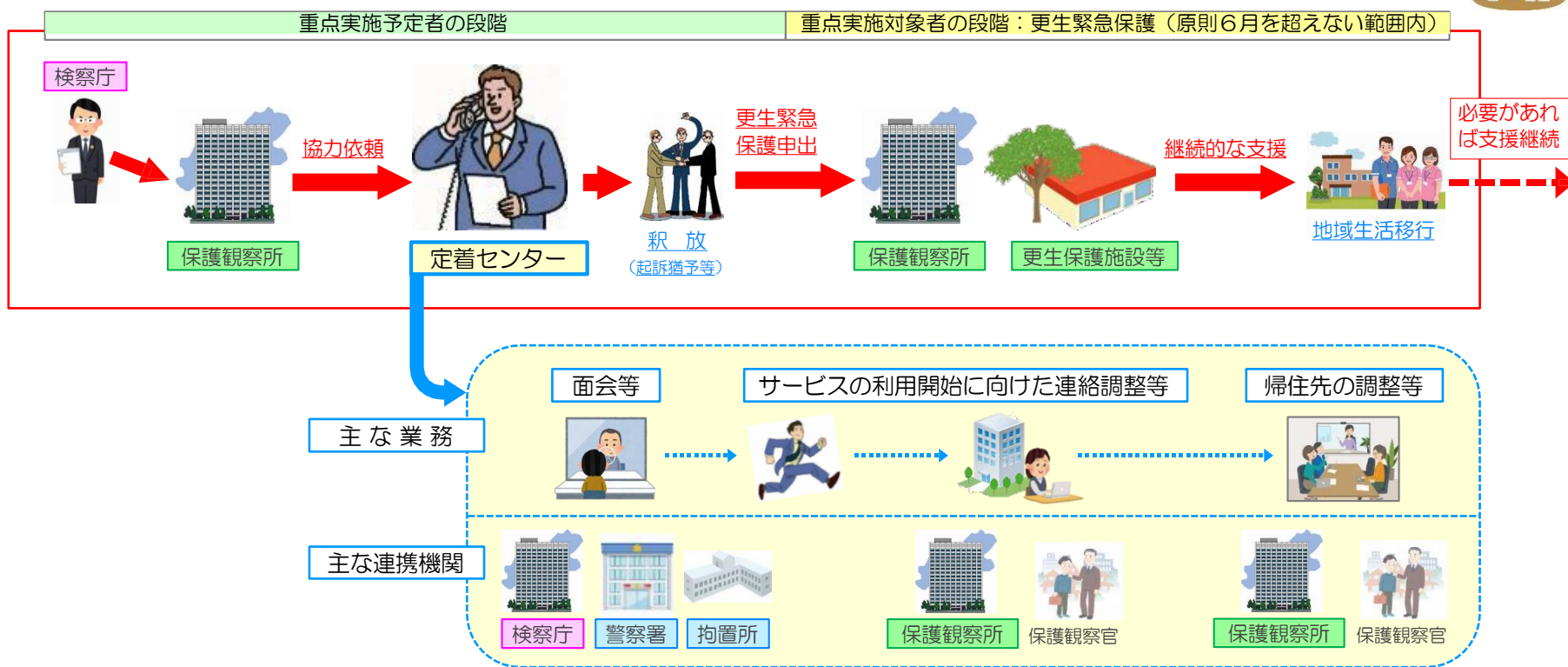
## 【支援対象】

- ① **保護観察所からの協力依頼**の発出時点で被疑者又は被告人であること。② 高齢であり、又は障害を有する被疑者等であって、保護観察所の長により**更生緊急保護**の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性があると判断され、選定された者。**(重点実施予定者)**
- ③ 重点実施予定者のうち、保護観察所と地域生活定着支援センター（以下、定着センター）が連携し、福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と定着センターが連携した支援を受けることを希望し、必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意し、更生緊急保護の申出をした者。**(重点実施対象者)**

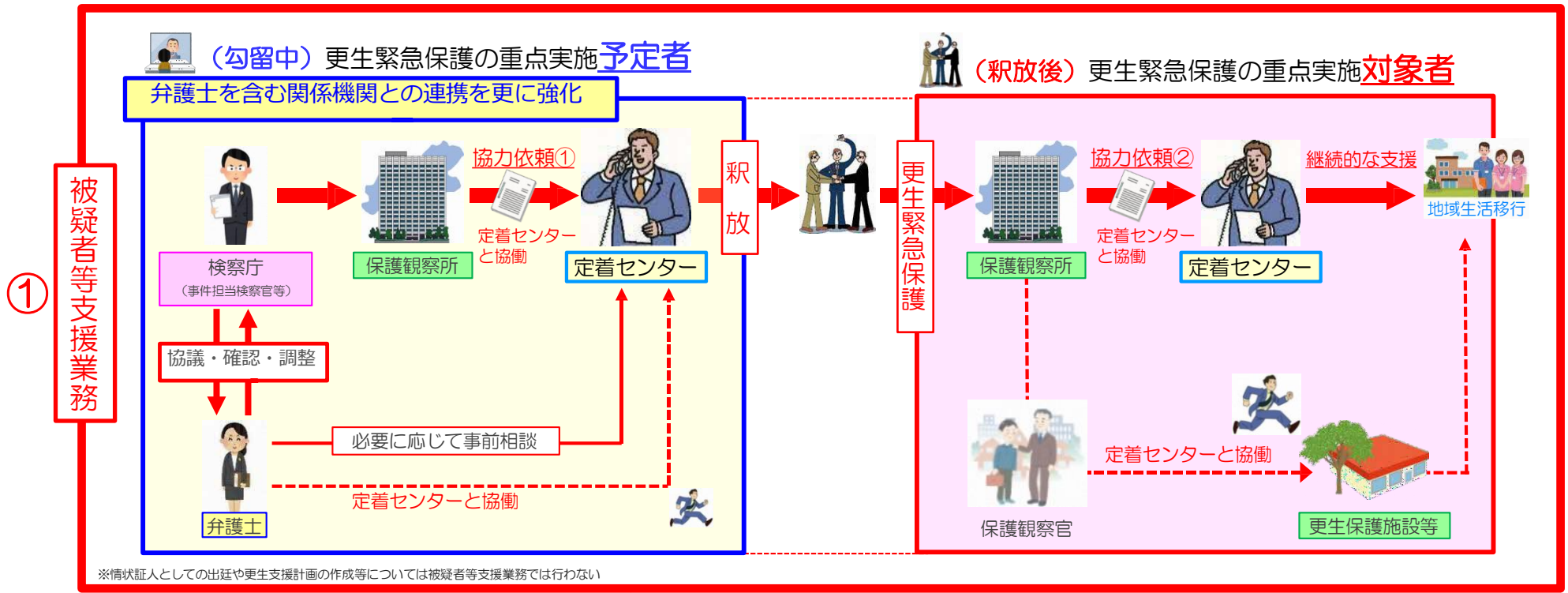
## 【ポイント】

- ① 「継続的な支援」の基本的な期間：更生緊急保護の期間と同様に6月を想定。
- ② 既存の「相談支援業務」は引き続き定着センター業務に位置づける。
- ③ 釈放後の支援を効果的に行うために、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更しても良い。

## 【基本的な事業スキーム】



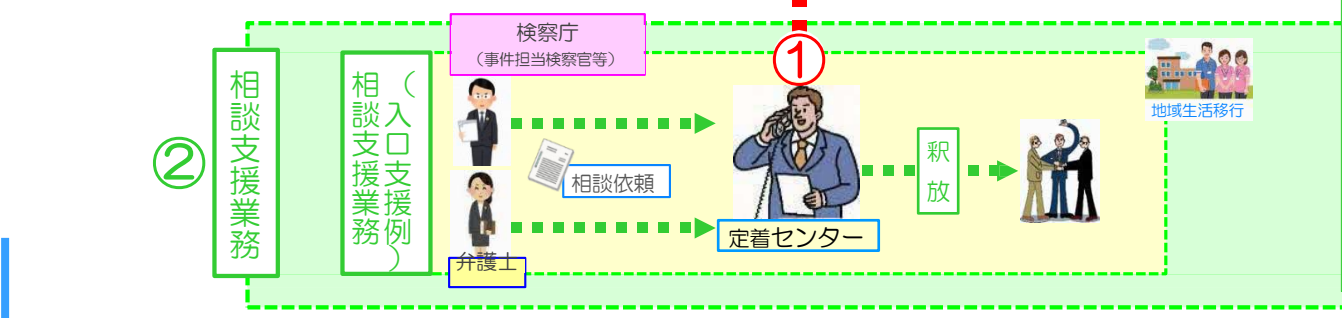
# 令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー



被疑者等支援業務 (地域の実情に応じた方法を含む) に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討

相談支援業務 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

